入 札 説 明 書

令和6年2月26日千葉市公告第181号により公告した多重無線設備更新事前調査業務委託の入 札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 件名

多重無線設備更新事前調査業務委託

- (2)委託案件の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日

(4) 履行場所

千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー

千葉市中央区長洲1丁目2-1 千葉市消防局

- 2 入札参加資格
 - 一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて(以下「入札参加資格の認定」という。) いる者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札目前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく 裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止 措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、 個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - (3) 平成31年度(令和元年度)から令和5年度までに、多重無線周波数帯調査業務を履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加 資格の確認を受けなければならない。

(1)提出期間

公告の日から令和6年3月6日(水)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 提出場所

千葉市消防局警防部指令課

(3)提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、後記9の契約事務担当課宛でに、令和6年3月5日(火)午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。)

(4)入札参加資格の確認通知

令和6年3月11日(月)までに申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を簡易書留郵便 にて郵送する。

- 4 仕様書に関する質問について
- (1) 受付期間 令和6年2月28日(水)~令和6年3月6日(水)
- (2) 方法 「『多重無線設備更新事前調査業務委託』に関する質問回答書」を千葉市消防局指令課 (メールアドレス shirei. FPD@city. chiba. lg. jp) ヘメール送付すること。メール送付がない場合は、「質問事項無し」とする。
- (3) 回答方法 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」の当事業の箇所に、令和6年3月11日(月)より掲載する。(下記リンク参照) https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html

5 入札手続等

(1)入札・開札の日時及び場所

日 時 令和6年3月15日(金) 午後2時00分

場 所 千葉市消防局 6 階会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3)入札書に記載する金額

入札金額は業務委託に要する金額とし、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定に

あたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状を提出すること。 書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(7)無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及 び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区長洲 1 丁目 2 - 1 千葉市消防局警防部指令課管理班 電話 043-202-1673

10 その他

入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、 千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手 続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和6年3月6日(水) までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。 千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089~5090